

大田原市新庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業及びデジタルサイネージシステム構築事業に関する仕様書

1 業務の目的

本事業は、現在建設している市役所新庁舎に、広告付き番号案内表示システムの設置及び市政情報等を掲載するデジタルサイネージシステムを構築することにより、来庁者の待ち時間の快適化を図り、窓口サービスの向上及び市の経費削減を目的とする。

2 履行期間

平成31（2019）年1月1日から平成35（2023）年12月31日まで

3 設置時期

システムの運用に当たり、機器等の調整及び操作研修等に要する期間を考慮し、市と事業者が協議の上、決定した時期とする。（平成30年12月中旬を予定）

4 システムの仕様等

(1) 広告付き番号案内表示システム

① 設置場所

大田原市本町1丁目4番1号 大田原市新庁舎2階フロア 市民課窓口

② 受付番号発券機

ア 設置個所は窓口ロビーとし、自立型で立ったまま操作が可能であること。

イ タッチパネル式番号発券機で操作性に優れたものとし、台数は1台以上の事業者提案事項とする。

ウ 来庁者の手続内容に応じて番号札を発券できること。

エ 表示内容が容易に変更可能であること。

オ ディスプレイは、各業務の待ち人数の表示や、多言語表示が可能であること。

カ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとし、清掃等の際に移動可能であること。

③ 受付番号表示モニター

ア 設置箇所は窓口カウンター天井部とする。

イ 表示が明瞭で視認性に優れたものとし、大きさは50インチ程度の薄型とし、台数は1台以上の事業者提案事項とする。

ウ 受付番号発券機と連動し、発券があったことを職員側に表示し、呼出音等で知らせることが可能であること。

エ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

④ 呼出機

ア 設置個所は窓口カウンターとする。

イ 操作性に優れたものとし、台数は7台以上の事業者提案事項とする。

ウ 任意で番号の表示及び消去が可能であること。

エ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

⑤ 呼出番号表示パネル

ア 設置個所は窓口カウンターとする。

イ 表示が明瞭で、視認性に優れたものとし、台数は4台以上の事業者提案事項とする。

ウ 呼出機と連動し、受付番号と窓口番号を表示し、音声案内で知らせることが可能であること。

エ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

⑥ 呼出番号表示モニター

ア 設置箇所は窓口カウンタ－天井部とする。

イ 表示が明瞭で視認性に優れたものとし、大きさは50インチ程度の薄型とし、台数は1台以上の事業者提案事項とする。

ウ 呼出機と連動し、受付番号と窓口番号を表示し、音声案内で知らせることが可能であること。

エ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

⑦ 市政情報等案内及び広告掲載モニター

ア 設置箇所は窓口カウンタ－天井部とする。

イ モニターは、呼出番号表示モニターに準ずるものとし、台数は事業者提案事項とする。

ウ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

(2) デジタルサイネージシステム

① 設置場所

大田原市本町1丁目4番1号 大田原市新庁舎1階～8階

② 総合案内システム

ア 設置箇所は1階エントランスロビー総合窓口案内付近とし、自立式で横幅3,300mm×高さ2,500mm×奥行1,000mm以内とする。

イ アの範囲内で会議等案内モニター及び市政情報等案内モニターは、大きさ40インチ以上50インチ以下とし、台数は2台以上の事業者提案事項とする。また、ネットワークに接続し、事業者が提供するソフトウェアで随時表示内容が容易に変更可能であること。

ウ アの範囲内で市内案内図及び広告掲載モニター等を各1台以上の事業者提案事項とする。

エ 表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。

オ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとし、清掃等の際に移動可能であること。

③ 1階エントランスロビー市政情報等案内モニター

ア 設置箇所は1階エントランスロビーとする。

イ 表示が明瞭で視認性に優れたものとし、壁掛け式で大きさ40インチ以上50インチ以下の薄型とし、台数は2台以上の事業者提案事項とする。

ウ ネットワークに接続し、事業者が提供するソフトウェアで随時表示内容が容易に変更可能であること。

エ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

④ 各フロア市政情報等案内モニター

ア 設置箇所は2階から8階のフロアとする。

イ 表示が明瞭で視認性に優れたものとし、縦型自立式で大きさ40インチ以上50インチ以下の薄型とし、台数は7台以上の事業者提案事項とする。

ウ 無線ネットワークに接続し、事業者が提供するソフトウェアで随時表示内容が容易に変更可能であること。

エ 設置方法、表示案内等の詳細については、市と協議の上、決定するものとし、各フロア内で設置個所が容易に移動可能であること。

(3) その他

ア 省スペース、省電力に配慮した機器を選定すること。

イ 電力は、AC100Vを使用すること。

ウ 機器等の設置に当たっては、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の支障となら

ないようにすること。

エ 機器等の転倒や破損等を防止するなど、来庁者や職員の安全対策を十分に施すこと。

オ 設置工事に当たっては、市の担当部署と協議をし、行うこと。また、維持管理、保守、撤去及び設置期間終了後の原状回復においても同様とする。

5 市政情報等案内及び広告の掲載

(1) 市政情報等案内の掲載

ア 事業者は、「広告付き番号案内表示システム」及び「総合案内システム」で掲載する市政情報等については、市が提供する原稿等に基づき、表示するコンテンツを制作すること。

イ 掲載方法は、事業者提案事項とし、コンテンツの制作期間や掲載開始時期等については、市と事業者の協議により決定すること

ウ その他、市政情報等に関する市の要求に可能な限り対応すること。

(2) 広告の掲載

ア 事業者は、広告主の募集、決定、広告の制作、掲載、広告主との調整等、民間企業等の広告に係る一切の業務を行うこと。

イ 事業者は、原則として、本社、支社又は営業所が市内に所在する企業等の広告を掲載するよう努めること。

ウ 事業者は広告審査体制を整備するとともに、掲載する広告内容が大田原市広告事業実施要綱第4条及び大田原市広告事業掲載基準の規定を遵守すること。

エ 市は、広告主及び広告内容が大田原市広告事業実施要綱等に適合しないと認めるとき、又は広告の掲載が適当でないと認めるときは、事業者に対し広告掲載の中止又は、広告内容の修正を求めることができる。この場合において、市は、広告主又は、事業者に対し賠償の責を負わない。

オ 掲載方法は、事業者提案事項とする。

6 維持管理等

ア 事業者は、システムの円滑運営に資するため、定期的な点検、清掃等を行うとともに、必要に応じて消耗品の補充を行うこと。

イ 事業者は、システムに故障や不具合が生じた場合、速やかに点検、修理等の対応が可能な体制を整備すること。

ウ 事業者は、システムを使用する職員に対し、その操作等について研修を行うこと。また、市からの問合せには速やかに対応できる体制を整備すること。

エ 事業者は、システムの操作マニュアルを作成し、市に提出すること。

7 費用負担等

ア 「4 システムの仕様等」に掲げる機器の設置及び維持管理及び「5 市政情報等案内及び広告の掲載」の実施に当たり、一切の費用を事業者が負担する。事業期間終了後のシステムの撤去及び設置場所の原状回復についても同様とする。

イ システムによる民間企業等の広告で得られる全ての広告料は、事業者の収入とする。

ウ 事業者は、システムの設置に係る庁舎建物使用料及びシステムに係る電気料金を市に支払うこととする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、市と事業者との協議の上決定するものとする。